

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
業法上の資格制限	法律事務の取扱いに関する業務独占	<p>[裁判上の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律事件に関する法律事務の取扱いは、原則として、弁護士の独占業務とされている。</li> </ul> <p>[裁判外の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判上の事務に同じ。(弁護士法)</li> </ul> <p>(注)一定の資格者(弁理士、税理士、司法書士等)は一定範囲の法律事務を行うことが認められている。</p>	<p>[裁判上の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律事務(範囲は州により異なる場合もある。)の取扱いは弁護士の独占業務とされている。</li> </ul> <p>[裁判外の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判上の事務に同じ。(各州法・州裁判所規則)</li> </ul> <p>(注1)一定の資格者(弁理士等)は一定範囲の法律事務を行うことが認められている。</p> <p>(注2)法律事務とは、一般人に対して法的助言を与える行為であるという見解もある。</p>	<p>[裁判上の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事実上、法廷弁護士(バリスタ)の独占業務とされている。</li> </ul> <p>[裁判外の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務弁護士(ソリシタ)の名称独占はあるが、資格者による業務独占はない(誰でも行うことができる)。</li> </ul>	<p>[裁判上の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士の独占業務とされている。(弁護士法)</li> </ul> <p>[裁判外の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士のほか、個別法で認められた者(弁理士、公認会計士等)、地方裁判所長等から許可を受けた者も行うことができる。(法律相談法)</li> </ul>	<p>[裁判上の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、弁護士の独占業務とされている。</li> </ul> <p>[裁判外の事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律相談及び私署証書の作成(契約書の作成等)については、弁護士又は一定の資格者等以外が行うことは禁止されている。(90年弁護士法)</li> </ul> <p>(注)法律相談・私署証書の作成が許される者は、一定の資格者(国務院・破棄院・控訴院付代訴士等)のほか、公認会計士、企業内法務部員、労働組合、報道機関等(それぞれ、業務に付随する範囲などの形での限定がある。)も含まれるなど、相当程度広範に及ぶ。</p>
	仲裁法制上の資格制限	<p>主 宰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁人資格を制限する規定はない。(仲裁法)</li> </ul> <p>代 理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人資格を制限する規定はない。(仲裁法)</li> </ul>	<p>主 宰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁人資格を制限する規定はない。(連邦仲裁法・統一仲裁法)</li> </ul> <p>代 理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人資格を制限する規定はない。</li> </ul> <p>(注)当事者は弁護士によって代理される権利がある旨の規定(原則として強行規定)がある。(統一仲裁法)</p>	<p>主 宰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁人資格を制限する規定はない。(96年仲裁法)</li> </ul> <p>代 理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人資格を制限する規定はない。</li> </ul> <p>(注)当事者は弁護士以外の者により代理され得る旨の規定(任意規定)がある。(96年仲裁法)</p>	<p>主 宰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁人資格を制限する規定はない。(民訴法典)</li> </ul> <p>代 理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人資格を制限する規定はない。</li> </ul> <p>(注)弁護士が代理人となることを拒否してはならない旨の規定(強行規定)がある。(民訴法典)</p>	<p>主 宰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁人資格を制限する規定はない。(新民訴法典)</li> </ul> <p>代 理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人資格を制限する規定はない。(新民訴法典)</li> </ul>

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
民間ADRへの業務独占規定の適用(法律事務への該当性)	ADR主宰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士法第72条の明文化法律事務に該当する仲裁、和解の主宰を含め、法律上の効果の発生・変更(請求権の確定等)を行おうとするADR手続の主宰行為は、「法律事務」に該当する(ただし、弁護士法第72条は「法律事件に関する法律事務」のみを規制している)。(法務省による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR全体に関する統一の見解は示されていない。</li> <li>(注1)主宰者としてADRの役務を提供することは、原則として、法律事務には該当しないという判例や見解も多く示されている。</li> <li>(注2)(注1)の立場にあっても、法的助言や法的文書(和解書等)の作成は、法律事務に該当し得るとする見解も示されている。(「ABA」等による)</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR全体に関する統一の見解は示されていない。</li> <li>(注)EU各国では、契約法や和解契約に関する特別の規定以外には、民間ADRに適用される法令はないとされている。(「欧州委員会資料」による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR全体に関する統一の見解は示されていない。</li> <li>(注)EU各国では、契約法や和解契約に関する特別の規定以外には、民間ADRに適用される法令はないとされている。(「欧州委員会資料」による)</li> </ul>
	ADR代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律上の効果を生じ・変更(請求権の確定等)を行おうとするADR手続における当事者の代理は、弁護士法第72条の「代理」として法律事務に該当する(ただし、弁護士法第72条は「法律事件に関する法律事務」のみを規制している)。(法務省による)</li> <li>(注)特別法として、国際仲裁代理(外弁法)、知財事件仲裁代理(弁理士法)につき特例規定がある。(ADR手続の代理が法律事務に該当することが前提とされている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR全体に関する統一の見解は示されていない。</li> <li>(注1)当事者を代理すること自体は法律事務に該当しないとする判例もあり、むしろ、代理行為における法的助言の有無が法律事務に該当するか否かの基準となる見解もある。</li> <li>(注2)商事仲裁の代理は弁護士以外の者も行うことができる(自由業務である)旨の規定がある州法が存する一方で、弁護士のみが仲裁代理を認める旨の規定がある州法も存する。</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR全体に関する統一の見解は示されていない。</li> <li>(注)仲裁手続における代理に関しては、資格の制限はないとされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR全体に関する統一の見解は示されていない。</li> <li>(注)仲裁手続における代理に関しては、資格の制限はないとされている。ただし、法律事務でないことを理由とする見解がある一方で、民訴手続で弁護士代理の例外を広範に認めていることとの並びであることを理由とする見解もある。</li> </ul>

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
その他の参考事項(実態等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には、民間 ADR 機関における仲裁等において、大学教授や実務家等の弁護士以外の者が仲裁人等となっている例も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AAA(アメリカ仲裁協会)に登録された仲裁人の場合、弁護士と非法曹専門家がほぼ半数ずつとなっている。また、調停人の主たる給源は法曹であるが、対話促進型調停では、非法曹も多いとされる。 (「NBL」による)</li> <li>・ 民間 ADR 機関やロースクール等によって、登録仲裁人、弁護士、一般人を対象とした仲裁人・調停人の教育訓練プログラムが提供されている。 (「JETRO」による)</li> <li>・ AAA における仲裁代理は、小額事件を除けば、実際には、弁護士が代理人となっているとされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府(司法部)は、仲裁人につき、仲裁人は法律家又は専門家であればなれるとの見解を、ソリシタ協会は、調停人につき、弁護士以外の者でも調停人になってもよいとの見解を示している。 (「JETRO」による)</li> <li>・ 民間 ADR 機関、仲裁人協会等によって、弁護士、一般人を対象とした仲裁人・調停人の教育訓練プログラムが提供されている。 (「JETRO」による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲裁人、調停人には、弁護士や公証人等が任命されている例が多い。 (「JETRO」による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADR 機関、大学等によって、弁護士、一般人等を対象とした仲裁人・調停人の教育訓練プログラムが提供されている。 (「JETRO」による)</li> <li>・ 裁判所から回付される適格性の認められた調停における調停人は、民事事件では法律専門家(弁護士、弁護士・裁判官 OB 等)が多数を占めるのに対し、家事事件ではソーシャル・ワーカー等が多数を占めるとされる。</li> </ul>

(備考)JETRO:「JETRO・対日アクセス実態調査報告書」(2001年)、NBL:「鈴木仁志・アメリカ合衆国のADRと訴訟社会=NBL717号」(2001年)、  
欧州委員会資料:「Green paper on ADR in civil and commercial law」(2002年)、ABA:今回の意見募集に対する米国法曹協会(ABA)からの意見書

(資料)上記の文献のほか、司法制度改革審議会資料(日弁連・各国の弁護士制度比較)(2001年)、「外国弁護士問題研究会報告書」(1993年)、工業所有権審議会資料及び法務省資料等より作成。